

# 公立大学法人滋賀県立大学特任職員規程

平成 20 年 4 月 1 日  
公立大学法人滋賀県立大学規程第 122 号

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学（以下「本学」という。）に置く特任職員に関し必要な事項を定めるものとする。

## (設置)

第 2 条 本学の教育研究活動の充実および大学運営の推進のため、理事長が特に必要があると認めるときは、公立大学法人滋賀県立大学の事務局に置く職の設置に関する規程第 5 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、本学に特任職員を置くことができる。

2 特任職員は、次の各号のいずれかに該当する者とし、理事長または所属する部局の長が命じる業務を処理するものとする。

- (1) 本学の教育研究活動の充実のため、専ら教育業務または研究業務に従事する者
- (2) 大学運営の推進のため、高度の専門的な知識・経験または優れた識見を必要とする業務に従事する者
- (3) 外部資金等による事業において、高度の専門的な知識・経験を必要とする業務に従事する者
- (4) その他、理事長が特に必要と認める業務に従事する者

## (選考の方法)

第 3 条 特任職員の選考は、当該特任職員が所属することとなる部局の長または処理する業務を所掌する副理事長もしくは理事の推薦に基づき、理事長が行う。

2 前項の推薦は、特任職員推薦書（別記様式）により行うものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めるときは、理事長自ら特任職員を選考することができる。

## (特任職員の呼称)

第 4 条 特任職員は、従事する業務および当該特任職員の経験、能力等に応じて、特任教授、特任准教授、特任研究員または特任専門職員と呼称する。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要があると認めるときは、前項に掲げる呼称以外の呼称を付与することができる。

## (契約期間)

第 5 条 特任職員の契約期間は 1 年を超えない範囲とし、年度毎に個別に定める。

2 前項の契約期間に引き続き特任職員を雇用する場合は、新たな契約を締結するものとする。この場合において、その契約期間は、当初の採用日から起算して 5 年（研究開発

システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 15 条の 2 の適用を受ける場合には 10 年。以下同じ。）を超えることができない。

（契約期間の特例および無期雇用転換）

第 5 条の 2 教育・研究に従事する職で、人材の確保が困難であるなどの事情により理事長が別に定めるものについては、前条第 2 項の規定に関わらず契約期間を更新することができる。

2 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）第 18 条に基づき無期雇用契約を締結した特任職員は、次に規定する定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日に退職するものとする。ただし、定年年齢を超えて雇用される者が、無期雇用契約となった場合の退職の日は、無期雇用契約となった日以降の最初の 3 月 31 日とする。

(1) 第 2 条第 2 項第 1 号に該当する特任職員 年齢満 65 歳

(2) 前号以外の特任職員 年齢満 60 歳

3 無期雇用契約における特任職員の労働条件については、無期雇用契約への転換を申し出た日における労働条件を基本とすることとし、労使いずれかの申出により、労使双方の合意のうえ労働条件を変更することができる。

（給与）

第 6 条 特任職員の給与の種類は、給料および通勤費とし、期末手当、勤勉手当、退職手当その他の手当は支給しない。

2 特任職員の給料は、月給、日給または時間による額とし、当該特任職員の経験および能力に応じて、予算の範囲内で個別に定める。

（所定勤務時間）

第 7 条 特任職員の勤務時間は、次の各号のいずれかによるものとし、個別に定める。

(1) 1 日 7 時間 45 分かつ 1 週 38 時間 45 分の勤務を要するもの

(2) 1 日 7 時間 45 分かつ 1 月 16 日の勤務を要するもの

(3) 1 週 28 時間 45 分の勤務を要するもの

(4) 1 日 7 時間 45 分かつ 1 月 15 日までの範囲内で指定する日に勤務を要するもの

（就業）

第 8 条 特任職員の就業に関し、この規程に定めのない事項については、前条第 1 号から第 3 号までに定める特任職員にあつては、短時間契約職員として公立大学法人滋賀県立大学契約職員就業規則に、同条第 4 号に定める特任職員にあつては、臨時雇用職員として公立大学法人滋賀県立大学非常勤職員就業規則に定めるところによるものとする。

（職務に専念する義務の免除）

第 9 条 特任職員（第 7 条第 4 号に定める特任職員を除く。）は、公立大学法人滋賀県立

大学職員兼業規程第2条第1項各号の職に従事する場合は、公立大学法人滋賀県立大学職員服務規程第14条第3号の規定に基づき、あらかじめ職務に専念する義務の免除を理事長に申し出ることができる。

(勤務を離れての研修)

第10条 専ら教育業務または研究業務に従事する特任職員（第7条第4号に定める特任職員を除く。）は、本学の休業期間等において、業務に支障のない限り、公立大学法人滋賀県立大学職員研修規程第6条の規定に基づき、理事長の承認を得て、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

(指示)

第11条 特任職員は、理事長または所属する部局の長の指示に従わなければならない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、特任職員に関し必要な事項は理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の前日において英語担当の客員准教授として本学と雇用契約を締結していた者（以下「移行対象職員」という。）が引き続き特任職員となった場合には、当該前職に就いた日を第5条第2項に定める当初の採用日とみなしてこの規程を適用する。
- 3 移行対象職員が引き続き特任職員となった場合における施行日前の年次有給休暇および特別休暇の日数は、施行日においてこれを継承するものとし、以後の年次有給休暇の取扱いについては従前の例による。

付 則

- 1 この規程は、平成25年3月6日から施行する。
- 2 第2期中期計画期間中における英語教育の充実のため、この規程の施行日に現に在職する英語担当の特任准教授にあっては、勤務の実績の評価に基づいて、第5条第2項に定める契約期間を平成25年3月31日以前の契約期間を含めずに算定することができる。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式

年 月 日

公立大学法人滋賀県立大学 理事長 様

所属長

印

特 任 職 員 推 薦 書

公立大学法人滋賀県立大学特任職員規程第3条の規定に基づき、下記の者を特任職員として推薦します。

記

フリガナ 氏 名	性 別	
	生 年 月 日	年 月 日
現 住 所		
現 職		
最 終 学 歴		
経 歴 お よ び 専 門 分 野 等		
従 事 す る 業 務 の 内 容		
雇 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
勤 務 形 態	<input type="checkbox"/> 1 週 38 時間 45 分 (1 日 7 時間 45 分) 勤務 <input type="checkbox"/> 1 月 16 日 (1 日 7 時間 45 分) 勤務 <input type="checkbox"/> 1 週 28 時間 45 分勤務 <input type="checkbox"/> 1 月 15 日までの指定する日 (月・週 日) 勤務	
所 属 ・ 呼 称		
給 料	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input type="checkbox"/> 時間額 円	
雇 用 経 費 の 財 源		
備 考		